

# 「市民参加」のショー 第1号裁判員裁判

反対世論をさらに広げ、その力で制度廃止へ

2009年8月7日

裁判員制度はいらない！大運動 呼びかけ人

足立 昌勝（関東学院大教授）

雨宮 処凛（作家）

嵐山 光三郎（作家）

池内 ひろ美（家族問題評論家）

今井 亮一（交通ジャーナリスト）

内田 博文（九州大学法学研究院教授）

蛭子 能収（漫画家）

大分 哲照（真宗本願寺派福岡時対協会会長）

織田 信夫（弁護士）

玄侑 宗久（作家・臨済宗僧侶）

崔 洋一（映画監督）

斎藤 貴男（ジャーナリスト）

新藤 宗幸（千葉大教授）

高山 俊吉（弁護士）

西野 瑠美子（ルポライター）

若田 泰（京都民医連中央病院医師）

事務局：〒160-8336 新宿区西新宿3-2-9

新宿ワシントンホテルビル本館2406号

新都心法律事務所 事務局長佐藤和利

電話 03-3348-5162 FAX03-3348-5153

<http://no-saiban-in.org>

裁判員裁判の全国第1号事件が、去る8月3日から6日まで東京地方裁判所で強行されました。3日、私たちは、東京地裁前で、裁判員候補者の方々を含め制度反対を訴える2000枚余りのビラを配布し、同時に地裁と霞が関一帯に抗議の声を響かせる450名のデモを繰りひろげ、マスメディアへの記者会見を開催して、私たちの行動の趣旨を広く国民に呼びかけました。

4日間にわたる第1号裁判員裁判は、かねてから私たちが懸念していたとおり、「市民参加」という名の刑事裁判ショーの実態をあらわにしました。

- ◆ 100人のうち47人しか呼び出しに応じていないにもかかわらず、「予想以上に多くの人に来ていただき、大変ありがたく思っている」と秋葉裁判長は候補者待合室であいさつし、
- ◆ 呼び出された候補者の多くが「裁判員から外れてほっとした」という感想を述べ
- ◆ マスコミでは、2日目から「裁判員自身の質問」が焦点とされていた。「市民参加」を装うには必須不可欠の要素であったからである。おそらくそのために繰り返された「休廷」には、「密室で何をしているのだ？」との非難の声があがった。
- ◆ 3日目、裁判員のひとりが「体調不良」で欠席。その3日目冒頭の被告人質問では、裁判長の指示によって裁判員1番から6番が、その順に質問を行い、マスコミはこれを「最も裁判員裁判らしいこと」としてとりあげた。

以上のような事実が示すものは、「市民参加」のことさらな演出です。刑事裁判における「当事者主義」の原則を踏みはずして裁判員に冷静、公平な判断者ではなく、「国民の常識」の名をかりて被告人を弾劾する「糾問官」の役割を担わせることです。被告人は、検察官に加えて、〈9人の裁判官〉から追及され、さらに遺族の処罰感情を直接ぶつけられました。

「市民参加で刑事裁判がよくなる」と強弁する制度推進側の偽りと焦りがむき出しに現れていました。

犯罪事実は争わず、量刑（情状）だけを争点とする裁判でも、4日間（審理日数は実質2日）では粗雑に過ぎる裁判です。被告人・弁護人（あえて言えば裁判員も）の負担を無視して突っ走る「簡易・迅速・重罰」裁判とは、一体何のための制度なのでしょう。

「裁判がわかりやすくなった」と評価する一部の声もありますが、わかりやすさは、裁判員制度を導入しなくても実現でき、また実現すべきものです。むしろ懸念されるのは、審理内容の単純化や証拠軽減のため、真実の究明が犠牲にされるおそれです。本件の「わかりやすくなった」はずの審理は、はたして事件の真相にいささかでも迫れたのでしょうか。

しかも、判決は、事実認定も量刑も検察官の主張にほぼ沿うもので、明らかに重罰化を一層押し進めるものと言わねばなりません。

「被告人の防御権の行使を十分に保障しつつ、真実を究明する」という刑事裁判の原則はほとんど省みられず、ドラマの台本のように「公判前整理手続き」で

決められた時間割に従い、目撃証人への形ばかりの反対尋問と、それと表裏をなす被告人に対する糾問的な質問によって、法廷は刑事裁判儀式、一種のショーと化しました。これはもはや、人間の生命や人生そのものを左右する「裁判」と呼べるシロモノではありません。

「嫌な思いや『不完全燃焼』という感じのほうが多く残りました」という、3日間傍聴した55歳の主婦の言葉（8月6日『朝日新聞』）が象徴的です。

この制度は廃止するしかないということが、ますます明らかになりました。一層広汎な国民的運動で、裁判員制度を廃止に追い込みましょう。